

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

○ 平成21年3月検証報告書（平成18年8月発生事例）

検証報告書における提言				今回の検証報告書で関連する提言		今回の提言に係る取組に 含まれない取組の実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
1	学校における生徒を取り巻く問題への専門的対応のための専門職の配置			—		平成21年度に、対応困難なケースを抱えている学校を迅速かつ継続的に支援するために、教育委員会内に指導主事、セラピスト及びスクールソーシャルワーカー等で構成された学校支援相談窓口を設置した。 また、平成30年度から、巡回ＳＳＷが全小学校を訪問して児童の状況を把握し、早期の支援につなげている。（提言６－②に関連）	A	相談窓口の設置及び巡回ＳＳＷの学校訪問により、関係機関との連携を図りながら適切な支援を進めることができている。 今後、対応に苦慮するケースを適切に支援につなげるためにも、ＳＳＷ等の専門家による支援体制の一層の充実が必要となっている。	Ⅰ	教）学校教育部 子）子ども育成部
2	連携に必要な知識習得等を目指した学校職員と他機関職員との合同研修の実施			5－④	職員研修の実質的機能強化					教）学校教育部 子）児童相談所
3	児童相談所を機動的に活用するための区役所単位での児童相談所分室設置			1－① 1－② 3－① 4－④	区を単位とした相談支援体制のあり方について 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大 児童相談所における区との連携の強化					
4	学校と児童相談所とで危機感及び対応方針を共有するための場や仕組みづくり	ア	要保護児童対策地域協議会の有効活用	1－① 3－① 4－④	区を単位とした相談支援体制のあり方について 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大 児童相談所における区との連携の強化					
		イ	関係機関による連携支援行動指針の作成	—		平成21年度に、児童相談所と教育委員会が連携して、児童虐待防止や対応等の要点をまとめた冊子「園・学校における児童虐待対応の手引き」を作成し、市立小中学校、幼稚園等に配布した。 また、令和２年度には、各学校に児童虐待防止ハンドブックダイジェスト版を配布した。	A	教職員への児童虐待対応に関する理解を深めることにつながった。	Ⅱ	
5	学校側からの児童相談所への相談しやすさづくり			1－① 3－①	区を単位とした相談支援体制のあり方について 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大					
				—		平成21年度に、長期間不登校児童生徒の状況調査を行い、以降、該当する児童等がいる場合は、必ず学校から教育委員会に報告することとしている。	A	長期欠席している児童等の場合、背景に児童虐待が潜んでいる可能性があるという認識を持ち、当該児童等の家庭状況の把握に努めることができた。	Ⅱ	
				—		平成22年度に、教育センター・アシストセンター・児童相談所の職員で構成される「子ども支援推進会議」を設置し、継続して長期欠席等の子どもに関する情報共有、支援方法の検討を行っている。	A	各機関が情報共有することにより、対象世帯の支援方法について、学校にフィードバックすることができている。	Ⅱ	
6	相談窓口における職員の専門性の向上			5－① 4－①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方 児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討					

これまでの死亡事例等に係る検証報告書の提言に対する取組

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期 A：既に取り組んでいる項目 B：すぐに取り組むべき項目 C：速やかに検討すべき項目 D：中期的・段階的に検討する項目	【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性 Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目 Ⅱ：現在の取組を継続する項目 Ⅲ：取組を終結する項目
--	---

○ 平成25年 9 月検証報告書（平成25年 1 月発生事例）

検証報告書における提言			今回の検証報告書で関連する提言	今回の提言に係る取組に 含まれない取組の実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
1	養育者の状態把握にかかる重要性の認識		5－④ 職員研修の実質的機能強化	平成26年度から、主に医療機関等の関係者を対象として、児童虐待に係る対応や通告義務等についての説明会を実施している。	A	実例を紹介しながら対応方法を学ぶなどの工夫により、医療機関の関係者に対する児童虐待対策への理解が進んだ。	Ⅱ	子）児童相談所
			－					
2	転機となる時点での適切な判断・評価の方法		4－① 児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討 5－④ 職員研修の実質的機能強化					
3	関係機関の情報共有・ケース検討会議のあり方		1－② 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性 4－④ 児童相談所における区との連携の強化 1－⑤ 保育施設における虐待事案への対応強化の必要性					子）児童相談所
4	連携にあたってのマネジメントの主体の明確化		1－② 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性 4－④ 児童相談所における区との連携の強化					
5	札幌市の児童相談体制の強化		5－① 児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方					

○ 平成28年 9 月検証報告書（平成27年 9 月発生事例）

検証報告書における提言				今回の検証報告書で関連する提言	今回の提言に係る取組に 含まれない取組の実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
1	関係機関との協働という視点からの介入・支援過程の見直し			3－② 在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性 1－⑤ 保育施設における虐待事案への対応強化の必要性					子）児童相談所 子）子育て支援部
2	在宅支援の強化と地域資源の整備			1－④ 子どもの生活圏における支援体制構築の必要性 4－③ 休日・平日夜間時の調査対応の強化					子）児童相談所
3	児童相談所における専門性の向上			5－① 児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方 5－④ 職員研修の実質的機能強化 4－① 児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討					
4	札幌市における子育て支援体制の強化（母子保健）	ア	保健センターにおける支援体制の役割分担と連携体制の構築	1－① 区を単位とした相談支援体制のあり方について 2－① 日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底 3－① 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大					保）保健所 子）児童相談所
		イ	支援を要する家族の増加に対応した保健師の適正配置	5－② 保健師の人材育成のあり方					保）保健所
		ウ	実践的かつ系統的研修プログラムの構築	5－② 保健師の人材育成のあり方					
	札幌市における子育て支援体制の強化（保育）	ア	保育所・幼稚園・認定子ども園等の保育施設が感じた危機感の内容が、児童相談所を始めとする関係機関に確実に伝わるような仕組みの構築	1－⑤ 保育施設における虐待事案への対応強化の必要性					子）子育て支援部 子）児童相談所
		イ	保育施設がモニタリング等、何らかの役割が期待されている場合には、その主旨と具体的な方法について説明すること	1－⑤ 保育施設における虐待事案への対応強化の必要性					
		ウ	保育が必要な状況でありながら、保育機関を退所するような場合には、早急に次の保育機関を利用できるような制度的枠組みの構築	－	平成27年度に、保育園入所に係る利用調整基準表を改定し、児童相談所の一時保護等の解除後に再入所を希望する場合の加算項目を新設した。	A	平成28年 4 月以降の入所に係る利用調整の取扱について早急に対応し、継続している。	Ⅱ	子）子育て支援部
5	（仮称）児童相談体制強化プランとの連動			1－① 区を単位とした相談支援体制のあり方について 1－④ 子どもの生活圏における支援体制構築の必要性 3－① 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大 3－② 在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性 4－① 児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討 4－④ 児童相談所における区との連携の強化 5－① 児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方 5－④ 職員研修の実質的機能強化					子）児童相談所